

「学校給食実施基準の一部改正について」(30 文科初第 643 号)  
「夜間学校給食実施基準の一部改正について」(30 文科初第 644 号)  
「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部改正について」(30 文科初第 645 号)

平成 30 年 7 月 31 日付けで、「学校給食実施基準」(平成 21 年文部科学省告示第 61 号)の学校給食摂取基準、「夜間学校給食実施基準」(平成 21 年文部科学省告示第 62 号)の夜間学校給食摂取基準、「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」(平成 21 年文部科学省告示第 63 号)の学校給食摂取基準がそれぞれ改正された(平成 30 年 8 月 1 日施行)。

下表は、これらの基準を一表に収め、また、基本的な考え方の中にある数値を(参考)として表し、利用者の便を図ったものである。

幼児・児童・生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準

(参考)

区 分	基 準 値							1 日の食事摂取基準に対する学校給食の割合
	児童 (6～7 歳) の場合	児童 (8～9 歳) の場合	児童 (10～11 歳) の場合	生徒 (12～14 歳) の場合	夜間課程を置 く高等学校 の生徒の場合	特別支援学校 の幼児の場合	特別支援学校 の生徒の場合	
エネルギー (kcal)	530	650	780	830	860	490	860	必要量の 3 分の 1
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 13～20%							同左
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 20～30%							同左
ナトリウム (食塩相当量) (g)	2 未満	2 未満	2.5 未満	2.5 未満	2.5 未満	1.5 未満	2.5 未満	目標量の 3 分の 1 未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450	360	290	360	推奨量の 50%
マグネシウム (mg)	40	50	70	120	130	30	130	推奨量の 3 分の 1 程度 (生徒は 40%)
鉄 (mg)	2.5	3	4	4	4	2	4	推奨量の 40% 程度 (生徒 < 12～14 歳 > は 3 分の 1 程度)
ビタミン A (μg RAE)	170	200	240	300	310	180	310	推奨量の 40%
ビタミン B <sub>1</sub> (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	推奨量の 40%
ビタミン B <sub>2</sub> (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.3	0.6	推奨量の 40%
ビタミン C (mg)	20	20	25	30	35	15	35	推奨量の 3 分の 1
食物繊維 (g)	4 以上	5 以上	5 以上	6.5 以上	7 以上	4 以上	7 以上	目標量の 40% 以上

- 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。  
 亜鉛…児童(6～7 歳) 2 mg, 児童(8～9 歳) 2 mg, 児童(10～11 歳) 2 mg, 生徒(12～14 歳) 3 mg, 夜間課程を置く高等学校の生徒 3 mg, 特別支援学校の幼児 1 mg, 特別支援学校の生徒 3 mg。
- この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用にあたっては、個々の健康および生活活動等の実態並びに地域の実情に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。